

令和2年度税制改正に関する要望
—新時代の経済・社会的課題の解決に向けて—

令和元年7月
一般社団法人全国銀行協会

目 次

<u>1. 人生 100 年時代における家計の安定的な資産形成の促進のために</u> . . .	1
(1) NISA の恒久化および利便性の向上等	2
(2) 確定拠出年金税制の拡充等	3
(3) 金融所得課税の一体化の推進等	4
<u>2. 日本経済の持続的な成長のために</u>	5
(1) 金融市場の活性化に向けた税制の見直し	6
(2) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等	9
(3) 事業承継のさらなる促進に資する税制の見直し	10
(4) 賃上げ・生産性向上のための税制の拡充	11
<u>3. デジタル技術などを活用した適切な納税環境整備のために</u> . . .	12
(1) デジタル化の推進に資する税制の見直し	13
(2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等	14
(3) 印紙税の軽減・簡素化	14
<u>4. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保のために</u> . . .	15
(1) 国際的な金融取引の円滑化等	16
(2) 連結納税制度および組織再編税制の見直し	21
(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し	22

1. 人生 100 年時代における家計の安定的な資産形成の促進のために

わが国では、少子高齢化が急速に進展しており、本格的な人口減少社会に移行しつつある。「人生 100 年時代」と呼ばれるように、長寿化も進展している。高齢・長寿社会において国民がより豊かな老後生活を送るためには、現役世代のうちから資産形成を行うことが有用である。

家計の中長期的かつ安定的な資産形成を促進するためには、少額投資非課税制度（NISA）、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたて NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）について、現行の時限措置ではなく、恒久措置とすべきである。また、着実な普及に資する所要の措置を講じることが求められる。確定拠出年金税制については、運用時課税となる積立金に対する特別法人税を撤廃すべきであるほか、長寿社会における働き方の変化に合わせた個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の上限引上げ等の見直しが必要である。

こうした取組みは、「貯蓄から資産形成へ」の流れを一層加速させ、1,800 兆円を超える家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、成長企業への資金供給を拡大することで、わが国経済の成長を後押しするものである。

(1) NISAの恒久化および利便性の向上等

- ① 各種NISA（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）について、非課税期間の恒久化および制度の恒久化（投資可能期間の恒久化）を行うこと。少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長すること。
- ② 各種NISA等について、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、所要の措置を講じること。

「貯蓄から資産形成へ」の流れの促進および家計の資産形成を促す観点から、運用時非課税となる少額投資非課税制度（NISA）が平成26年1月に導入され、平成27年度税制改正において年間投資上限額が120万円に引き上げられた。また、平成28年1月には、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が創設され、未成年者の口座開設が可能となったほか、平成30年1月には、少額からの長期・積立・分散投資を促進するため、非課税期間が20年間の非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）が導入された。

平成31年3月末時点の利用状況をみると、NISAについては、口座数が1,160万口座、累積買付額が16兆円、つみたてNISAについては、同130万口座、1,330億円に上るなど、各種NISAの利用は順調に増加しており、家計が安定した資産形成を行うための重要なツールとして定着しつつある。

しかしながら、今後、各種NISAをより一層普及・定着させるためには、さらなる制度の拡充が不可欠である。具体的に、現状、各種NISAは時限措置となっており、つみたてNISAは本年以降、NISAは令和2年以降、新たに投資を開始する場合に、運用時非課税の対象となる累積投資総額が減少する。家計の中長期的な資産形成の取組みを支援する観点から、非課税期間および投資可能期間の恒久化を行うこと、少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長することを要望する。

また、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減、ならびに普及促進の観点から、非課税適用確認書の電子化の容認や、非課税口座簡易開設届出書によりNISA口座が重複して開設された場合の対応を含む特定口座の取扱い等について、所要の措置を講じることがを要望する。

(2) 確定拠出年金税制の拡充等

- ① 積立金に対する特別法人税について、撤廃、少なくとも課税の停止を延長すること。
- ② 確定拠出年金について、拠出限度額規制を緩和すること。
- ③ 個人型確定拠出年金（iDeCo）に係る加入可能年齢の上限の引上げや企業型確定拠出年金（企業型DC）に係る脱退一時金の支給要件の緩和、また、老齢給付金の支給要件の緩和等、制度の利便性を向上すること。
- ④ 第3号被保険者が加入するiDeCoに配偶者等が掛金を拠出した場合の優遇措置を設けること。

国民がより豊かな老後生活を送るために、公的年金を補完する制度として、確定拠出年金制度の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金制度は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本としているが、わが国では、企業年金等の積立金に対して、運用時に特別法人税が課されることとされている。特別法人税は、令和2年3月まで課税が停止されているが、課税が行われることとなれば、企業の掛金負担の増加や、給付額の減少につながりかねない。そのため、特別法人税について、撤廃、少なくとも課税の停止を延長することを要望する。

また、確定拠出年金については、累次の改正により拠出限度額の引上げや個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象者拡大などがなされたが、制度の一層の普及を促す観点からは、拠出限度額のさらなる引上げが望まれる。具体的には、(a) 拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを行うこと、(b) 企業型確定拠出年金（企業型DC）の実施企業において、従業員がiDeCoの加入者となることのできることを規約に定めた場合に、企業型DCとiDeCoの限度額を合算する制限を廃止すること、(c) 企業型DCのマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。また、個人の置かれた環境に応じて複雑となっているiDeCoの拠出限度額については、多様化する働き方も踏まえつつ、簡素化を図ることを要望する。

確定拠出年金のさらなる普及に向けては、制度の利便性向上も期待される。具体的には、(a) 60歳となっているiDeCoの加入可能年齢の上限を、規約に定めることで65歳まで引上げ可能な企業型DCに合わせ、65歳に引き上げること、(b) 企業型DCについて、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、(c) 10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和することを要望する。

加えて、第3号被保険者が加入するiDeCoに、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が掛金を拠出した場合には、例えば、当該掛金を負担した者の課税所得から拠出額を控除可能とする等の優遇措置を設けることを要望する。

(3) 金融所得課税の一体化の推進等

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化をより一層推進すべきであり、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

なお、与党の「平成31年度税制改正大綱」においては、金融所得に対する課税のあり方について、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」とされている。今後、具体的な検討を行う場合には、家計の資産形成の妨げにならないよう、極めて慎重に検討すべきである。

2. 日本経済の持続的な成長のために

わが国経済は、政府・日本銀行が推し進める財政政策・金融政策や、成長戦略のもと、企業収益が高水準で推移しているほか、雇用・所得環境も改善が続いており、長期にわたる回復が持続している。一方、海外情勢をみれば、米国の通商政策をはじめとする政策運営、英国のEU離脱等の欧州の政治情勢、新興国経済の動向や地政学リスクなど、注視すべき事項も多く、先行きは依然として不透明な状況にある。また、中長期的には、人口減少・少子高齢化に伴う労働力人口の伸びの鈍化も懸念される。

こうしたなか、わが国経済の持続的かつ力強い成長を実現するためには、民間資金を有効活用しながら、潜在成長率の引上げに向けた成長戦略を着実に実行し、供給サイドの成長力を強化する一方、住宅投資の拡大や賃金・雇用者所得の増加を通じて、投資・消費の継続的な拡大を図ることが重要である。

具体的には、インフラ資産への民間資金の導入や不動産に対する投資資金の多様化に向けた税制措置を拡充する必要がある。また、2015年の国連サミットで採択され、わが国政府も推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」に関して、当該目標の達成に取り組む企業や自治体、事業向けの民間資金による投融資を促す観点から、税制優遇措置の創設を検討すべきである。このほか、住宅取得の促進に資する税制措置の拡充や、中小企業者の活性化に繋がる事業承継のさらなる促進に資する税制の見直し、賃上げ・生産性向上のための税制の拡充等は、民間部門の投資・消費需要を喚起していくために有用である。

(1) 金融市場の活性化に向けた税制の見直し

- ① インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、
- a 令和2年3月までとされている再エネ発電設備の取得時期に係る要件を撤廃、少なくとも延長すること。
 - b 匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
 - c 設立に際して公募により投資口を募集したこと、または投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
 - d 再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内とする要件を撤廃、少なくとも延長すること。
- ② PPP/PFIの活用を促進するため、地方税に係る所要の措置を講じること。

再エネ発電設備を運用対象とする投資法人において、(a)令和2年3月までの間に再エネ発電設備を取得していること、(b)再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、(c)設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、(d)再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を、投資法人の主たる投資対象として定められる特定資産の範囲に含めることが認められている。

このうち、(a)の要件については、令和2年4月以降も再エネ発電設備への民間資金導入を促進する観点から、撤廃するか、少なくとも延長することを要望する。また、(b)の要件については、賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に投資法人が出資を行う場合、スキームを賃貸に再構築する必要があり、投資の妨げとなることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

さらに、(c)の要件について、投資家層のさらなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たせるよう、撤廃することに加え、(d)の要件について、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避する観点から、撤廃するか、少なくとも期間を延長することを要望する。

このほか、BOT方式(Built-Operate-Transfer方式)のPFI事業に関して、一定の民間と競合しない施設に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税は令和2年3月までの時限措置として、課税標準の2分の1が減免されているが、これを非課税として同措置の期限を撤廃するか、少なくとも期間を延長することを要望する。

- ③ 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、
- a 「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。
 - b 発行投資口に係る「所有者要件」について、投資法人法が規定する利害関係人まで対象範囲を拡大すること。

不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、2019年5月末の資産規模は18.5兆円となった。また、非上場不動産投資法人（私募REIT）も、2019年3月末の資産規模は3.2兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させている。今後についても、2016年に公表された国土交通省の「不動産投資市場の成長戦略」において、2020年頃に市場規模30兆円を目指すとの明記されるなど、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先は、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている（「借入先要件」）ことから、将来、金融機関の貸出余力が限界に到達し、J-REIT市場の成長の制約となる可能性も否めない。

こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

また、発行投資口の所有者は、「50人以上の者」または「機関投資家のみ」と限定されているが、経済・金融情勢の変化等に起因して緊急的なサポートが求められる場面も想定される。そのため、不動産投資市場の安定維持を図る観点から、所有者要件の対象範囲を、投資法人法に規定するREITの利害関係人（主にはスポンサー）まで拡大し、スポンサー等が直接エクイティ拠出を行うことができる体制をあらかじめ構築すべきである。

④ SDGs の達成に向け、持続可能な経済社会づくりに資する投融資について、税制優遇措置を創設すること。

2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会的課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す観点から、2016年から2030年までの国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択された。

わが国においても、2016年に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、2018年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2018」、本年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2019」が取りまとめられており、各省庁において、政府方針に沿った様々な取組みが進められている。

UNCTAD（United Nations Conference on Trade and Development：国際連合貿易開発会議）によれば、SDGsの達成には2030年まで、世界全体で毎年5～7兆ドルの投資が必要とされているが、当該資金は公共的な資金だけでは賄えず、民間からの投融資が不可欠とされている。

SDGsに関連するファイナンス市場は世界的に拡大しつつあるが、一般的に、SDGsに係る投融資は、組成時に当該投融資がSDGsに資するものであるかについて外部評価機関の評価を得る必要があるほか、貢献度合いを見える化するためのインパクト報告が求められるなど、通常ファイナンス手法と比較して追加コストがかかり、普及の妨げになる。こうした追加コストへの対応として、発行体向けに補助金を支給する仕組みも存在するが、SDGsファイナンス全体で見れば、一部に止まるのが実情である。

今後、わが国におけるSDGsへの取組みを一層推進するためには、発行体に対する支援に加え、直接金融・間接金融を問わず、投資家に対するインセンティブを高めることで、多様な投資家をSDGsに関連するファイナンス市場に惹きつけ、加速度的に市場を拡大させる必要がある。

したがって、投資家を対象とする法人税・所得税額控除、あるいは、利子・配当金の非課税措置等の税制措置を創設することを要望する。

(2) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を行うこと。

住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定的かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度、平成27年度、平成29年度および平成31年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する措置が講じられた。

わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことを要望する。

(3) 事業承継のさらなる促進に資する税制の見直し

- 事業承継税制について、一層の拡充を行うこと。また、認定取消事由の緩和や旧「事業承継税制」から新「事業承継税制」への適用切替え等を認めること。

わが国では中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、後継者が未定の経営者は6割を占めているほか、70歳代の経営者でも承継準備を行っているのは半数に止まっている。こうしたなか、事業承継をより一層円滑化し、高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現することが重要である。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制については、平成30年度税制改正において、10年以内に承継を行う者を対象として抜本的な拡充が行われているが、より一層使い勝手のよい制度とすることにより、事業承継のさらなる促進、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持をサポートすることが期待される。

具体的には、(a)株式の信託を利用した事業承継についても事業承継税制の適用対象とすること、(b)後継者要件および先代経営者以外の複数の株主から承継する場合の要件を緩和すること、(c)先代経営者以外の株主が後継者へ株式を承継する際の相続税計算方法を見直すこと、(d)納税猶予制度における特例非上場株式等の第三者への譲渡等による納税猶予額に係る利子税について、一定の要件のもとで課税を免除すること等を要望する。

また、やむを得ない事情により提出期限内に各種届出書を提出できない場合に配慮して、納税猶予の認定取消事由を緩和すること、さらに、制度利用者間の公平性等を確保する観点から、平成30年度税制改正以前の旧「事業承継税制」を適用している中小企業者について、同改正後の新「事業承継税制」への切替えを認めることを要望する。

(4) 賃上げ・生産性向上のための税制の拡充

○ 賃上げ・生産性向上のための税制について、賃上げの割合に応じて段階的に税額控除の割合を設定する等、適用要件の緩和を行うこと。

平成25年度税制改正において、企業に賃上げのインセンティブを与え、個人の所得水準を底上げすることを目的に、賃上げを行った企業に対して、法人税から一定の税額控除を認める「所得拡大促進税制」が新設された。

同税制は、平成30年度税制改正において、大企業向けの適用要件の見直しが行われ、賃上げに係る要件（継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加すること）および設備投資に係る要件（国内設備投資額が償却費総額の9割以上であること）を同時に満たした場合に、給与支給額の増加額の15%の税額控除が認められる「賃上げ・生産性向上のための税制」に改組された。

改組後の制度は従前と比べ、適用要件充足時の税額控除の割合は引き上げられたものの、賃上げの割合の引上げや設備投資に係る要件の追加等、適用要件が厳格化されたことから、企業が継続的に適用要件を満たすことが困難となり、同制度の目的である企業の賃上げインセンティブを高める効果が減衰している可能性があると考えられる。

政府が公表した「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても、「企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う」とされていることを踏まえれば、本制度を利用しやすくすることにより、企業の賃上げおよび設備投資へのインセンティブを維持・向上していくことは重要である。

具体的には、賃上げ要件と設備投資要件を各々単独の要件としたうえで、賃上げ等の割合に応じて、段階的に税額控除の割合を設定する等、適用要件を緩和することを要望する。

3. デジタル技術などを活用した適切な納税環境整備のために

社会のあらゆる場面でデジタル化が進展しているなか、銀行業務におけるデジタル化の推進も、銀行の構造改革に当たって不可欠な取組みとなっている。また、本年5月には、行政手続きを原則、電子申請に統一する、いわゆる「デジタル手続法」が成立するなど、行政サービスのデジタル化も着実に進みつつある。

税務分野では、これまで、手続きの電子化による納税者の利便性向上および納税実務の効率化に資する環境整備を進める観点から、平成10年に電子帳簿保存制度が開始されたほか、平成16年に電子申告や電子納税（e-Tax）の運用が開始されるなど、デジタル化へ向けた対応が進められてきた。また、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度からは、大法人を対象に電子申告が義務化される見通しである。こうした納税分野のデジタル化を進めるうえでは、利用者の実務に十分配慮した実効性の高い仕組みとし、幅広く普及を促すことが重要である。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行に伴い、一部の金融取引について、マイナンバーの告知が新たに義務付けられたが、同法の基本理念である行政の効率化や国民の利便性向上に鑑みれば、銀行におけるマイナンバーに関連する事務手続き等の効率化に繋がる、実務に配慮した税制面の整備を行うことが望まれる。

そのほか、金融取引を含む各種の経済取引には、担税力に着目して印紙税等の流通税が課されるケースが多い。こうした税負担は円滑な経済取引に悪影響を与え、経済の活性化を阻害している側面があるため、流通税の軽減・簡素化により、課税の適正化を図ることが必要である。

(1) デジタル化の推進に資する税制の見直し

- ① 電子申告の義務化に当たり、実務への影響に配慮した措置等を講じること。
- ② 電子帳簿保存法等について、国税関係書類および国税関係帳簿を電磁的記録により保存するための適用要件を含め、利便性向上および保存義務者の負担軽減の観点から所要の見直しを行うこと。
- ③ 電子情報処理組織（e-Tax）の書類提出方法、および地方税や預金利子税の申告納付方法等について、納税者の利便性向上等の観点から所要の見直しを行うこと。

平成30年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が新設され、令和2年4月1日以後に開始する最初の事業年度から、大法人が行う法人税等の申告は、電子情報処理組織（e-Tax）により提出することが義務付けられた。しかしながら、電子申告への急速な移行は、納税者に過度な負担や実務上の混乱をきたす懸念がある。したがって、電子申告の義務化に当たっては、何らかの理由で電子申告できない場合等に備えた措置等を講じることがを要望する。

また、国税関係書類および国税関係帳簿に関して、これらをスキャナや帳票ソフトを使用して電磁的記録により保存するための適用要件については、平成28年度および平成31年度税制改正等で電子帳簿等保存制度の見直しが行われるなど、緩和が進められている。しかしながら、依然として適用要件が厳格であることから、納税者は書類を書面で保存せざるを得ないケースが多く、デジタル化を推進するうえでの妨げとなっているほか、保存義務者にとっても書面の保管や輸送が大きな負担となっている。納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、電子帳簿保存法の要件の一層の緩和を要望する。

なお、非課税貯蓄および財産形成非課税住宅・年金貯蓄等の各種制度に関する書類についても、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、電磁的記録による提出・保管を可能とするために所要の措置を講じることがを要望する。

さらに、e-Taxや地方税共通納税システム（eLTAX）において、一部の申告書類の提出方法の見直しや免除等、納税者の利便性向上に資する見直しを行うべきである。そのほか、地方税や預金利子税の申告納付方法については、現行、事務所・支店が所在する地方公共団体にそれぞれ納付を行わなければならないが、納税実務の効率化の観点から、主たる事務所や本店の所在地における一括納付の許容等、所要の見直しを行うことを要望する。

(2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等

- ① 個人番号および法人番号について、お客さまおよび金融機関の負担軽減を図る観点から、告知を不要とする取引および告知方法等の見直しを行うこと。
- ② 法人番号を活用した確定申告手続きの簡素化を図ること。

金融機関は、平成28年1月以降、投資信託や債券に係る取引等において、お客さまから個人番号や法人番号の告知を受け、金融機関から税務署に提出する法定調書等に個人番号および法人番号を記載することとされた。

このうち、個人番号については、平成28年度および平成30年度税制改正により、告知が必要とされる一部の取引や手続きにおいて、すでに個人番号の告知を受けている場合には、一定の条件の下、改めての告知を不要とする措置（二度目以降の告知の不要）が手当てされた。

しかしながら、例えば手続きの頻度が高い住所変更等において、新たに住所等確認書類の提示が必要とされたほか、法人番号については、公開情報であるにも関わらずお客さまから告知を受ける必要があるとされているなど、お客さまおよび金融機関にとって大きな負担となっているため、告知を不要とする取引および告知方法等についてさらなる見直しを要望する。

加えて、法人番号の告知が必要となる取引について、お客さまの告知に代えて、銀行職員により電子計算機へ登録すること等を可能とし、当該取扱いを行った場合に紙による書類保存を不要とするなど、番号取得の方法等についても見直しを行うべきである。

また、法人番号を活用して連結確定申告書の添付書類を簡素化するなど、確定申告手続きの簡素化を図るべきである。

(3) 印紙税の軽減・簡素化

- 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。

印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。

例えば、銀行の預金通帳について、一部の預貯金通帳等と同様に、印紙税の非課税措置の対象とされるべきである。

4. 金融サービスのグローバル化などに適応した経営環境の確保のために

世界経済の不確実性が高まるなか、国内外において企業や金融機関を取り巻く環境は急速に変化している。銀行が金融仲介機能を十分に発揮し、わが国経済の成長を支えるためには、国際的な競争力を維持すべく、適切な経営環境を確保することが重要であり、法人税、消費税、所得税等について、わが国の実情や諸外国の制度を踏まえた制度整備を進める必要がある。

まず、企業活動のグローバル化が進展するなか、国際的な金融取引の円滑化に資する税制の見直しを進めることが重要である。特に、海外進出の形態間による税負担の公平性の確保およびわが国企業の国際的な競争力の確保等の観点から、外国税額控除制度の見直しに当たっては、支店形態による海外進出が多い銀行界にとって不利とならないよう、慎重に検討することが望まれる。

また、企業のグループ経営の重要性が高まるなか、連結納税制度および組織再編税制の見直しを行うことにより、実態に即した適切な課税を実現し、グループ企業の再編を通じた競争力強化やそれに伴う経済の活性化を一層促進することも重要である。

(1) 国際的な金融取引の円滑化等

- ① 海外進出の形態間（支店形態、子会社形態）による税負担の公平性を確保すること。具体的には、外国税額控除制度について、
- a 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
 - b ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うこと。

わが国の国際課税の方法は、「全世界所得課税」（在外支店を含む全世界の所得に対し課税する方式）を原則としたうえで、国際的な二重課税の排除方式として、支店形態での海外進出については、「外国税額控除制度」（在外支店に課される外国法人税額を本邦法人税額から控除する制度）、子会社形態での海外進出については、「外国子会社配当益金不算入制度」（一定の外国子会社から受け取る配当金を益金不算入とする制度）を採用している。わが国の銀行は、支店形態による海外進出が多く、二重課税の排除方式として、「外国税額控除制度」が適用されることが多い。

上記2つの制度を比較すると、「外国税額控除制度」では、在外支店の所得について、最終的にわが国の法人税率（実効税率：28.27%）が適用される一方、「外国子会社配当益金不算入制度」の場合、現地の法人税率（例：米国カリフォルニア州の実効税率は27.98%、英国は19%）が適用されるため、進出形態の相違による税負担の格差が生じている。

また、在外支店の所得に関して、銀行界は「OECD 承認アプローチ」（AOA：Authorised OECD Approach）の合意に向けた国際的な議論の先頭に立って貢献し、わが国における導入後は、AOAに即した高度かつ精緻な計算を行い、適切な申告・納税を行ってきた。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、国外関連者の支払に対する追加的な課税を導入し、外国法人の支店にも適用する事例がみられる。しかしながら、銀行界のように高度なAOAの利用によって、価値創造が行われている場での所得を精緻に計算する場合においては、税源浸食等に対する懸念が少ないことから、当該追加課税の適用対象から除外すべきとの考えを国際間で協調することをわが国が発出していくことが望まれる。

一方、政府の「平成31年度税制改正の大綱」では、「外国税額控除制度」について、適用範囲をわが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する方針が示された。国際協調に逆行する諸外国の動きに対して、わが国における外国税額控除の適用範囲を厳格化し、当該外国税を控除対象外とすれば、進出形態の相違による税負担の格差が助長されるのみならず、わが国企業の国際競争力を削ぐことにも繋がりがかねない。

以上を踏まえ、「外国税額控除制度」の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。また、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。

なお、欧州においては、在外支店の所得に係る国際的な二重課税排除の仕組みとして、国外源泉所得を課税所得から免除する方式（国外所得免除方式、実質的なテリトリアル課税）が主流となっている。わが国における外国税額控除の適用範囲が厳格化され、進出形態間の課税の公平性やわが国企業の国際的な競争力の確保が困難となるのであれば、わが国においても、在外支店の所得に係る課税方法について、「国外所得免除方式」を導入するなど、国際課税のあり方について検討することが必要となる。

- ② OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、
- a 国内法制化や租税条約の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。
 - b 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定すること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転)の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。

わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められてきており、平成31年度税制改正では、行動4(利子控除制限)を踏まえた過大支払利子税制の見直しが行われた。今後は、電子経済に対応した国際課税原則の見直しや軽課税国への利益移転に対する措置等の検討が進むことが見込まれるが、多国籍企業の課税逃れに対処するというBEPSの趣旨や金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うことを要望する。

また、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正当当たっては、金融機関にとって過度な事務負担が生じないよう慎重な交渉を行うとともに、租税条約上の各種判定(不動産化体株式の判定等)が困難とならないよう、所要の措置を講じることを要望する。

外国子会社合算税制は、平成29年度税制改正で総合的な見直しが行われたほか、平成31年度税制改正で米国における法人税率の引下げによる影響を踏まえた見直しが行われたが、実務負担の緩和や二重課税の排除等の観点から、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できるだけ簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。

具体的には、対象となる企業の実務負担を緩和するために、合算課税等の基準として用いられる租税負担割合の引下げや、所得合算の対象となる外国子会社への出資比率の引上げ、外国子会社の活動実態の判定に当たっての基準の明確化などを要望する。

また、二重課税を排除するために、益金不算入となる特定課税対象の期限(過去10年分)を撤廃することや、間接特定課税対象金額の対象拡大および期間制限(過去2年分)の撤廃についても、速やかに検討を行うべきである。

③ 国境を越えた取引に対する消費税の課税について、取引の実態に即した所要の見直しを行うこと。

平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務（電子書籍・音楽・広告の配信等）の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式（国内事業者が申告納税する方式）が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課されることとなった。

しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。

なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されているとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。

また、与党の「平成31年度税制改正大綱」において、「経済の国際化・電子化への課税上の対応については、企業活動や各種取引の実態、国際的な議論、諸外国における対応等を踏まえつつ、適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされている。今後、対象取引の拡大等を検討する際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境を整備することが必要である。

- ④ わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、
- a モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
 - b 移行までの期間、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供するモデル1 IGAと、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供するモデル2 IGAがある。わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

また、OECDも金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）を策定しており、わが国では、CRSの対応のため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成30年に金融機関から当局への初回報告が実施されたところである。

現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、本邦金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応について、実特法との重複や、金融機関の負担を軽減するため、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることがを要望する。

もともと、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。他方で、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められる。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、本邦金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることが併せて要望する。

なお、実特法についても、お客さまの負担軽減の観点から、CRSと整合的な内容となるよう、所要の見直しを要望する。

(2) 連結納税制度および組織再編税制の見直し

- ① 連結納税制度について、
 - a 制度の見直しに当たっては、現行の制度と比較して導入メリットが薄れることのないよう、慎重に検討すること。
 - b 新たに連結グループに加入する子法人の保有資産に対する時価評価課税を撤廃、少なくとも緩和すること。
 - c 連結子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃すること。
- ② 組織再編税制について、海外支店が絡む組織再編についても制度の適用対象とすること。

企業グループにおける実態に即した適切な課税の実現、また組織再編の促進を通じたわが国企業の競争力の強化を目的として、平成14年度税制改正により連結納税制度が創設された。同制度は、損益通算による税負担の適正化が大きなメリットのひとつであり、導入企業数も着実に増加している。一方で、申告納税に係る事務負担が大きいこと等が問題点として指摘されている。

このようななか、政府税制調査会では、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、制度の簡素化（個別申告方式への見直し等）や、中立性・公平性を確保するための制度の見直し等の検討が進められている。制度の見直しに当たっては、親法人の繰越欠損金の取扱いや修正・更正の取扱い等を含め、現行制度と比較して連結納税制度の導入メリットが薄れることのないよう、慎重に検討することを要望する。また、連結納税グループへ加入する連結子法人の保有資産に対する時価評価課税の撤廃もしくは緩和、および連結子法人の繰越欠損金の持込制限の撤廃等についても併せて要望する。

さらに、組織再編税制については、銀行は、現地規制により海外支店の再編が必要となるケースもあることから、海外支店が絡む組織再編についても同制度の適用対象とすること等を要望する。

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

○ 受取配当等の益金不算入制度について、実務に即した見直し等を行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

こうしたなか、平成27年度税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることを要望する。

以 上

一般社団法人全国銀行協会

〒100-0004

千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル

電話 (03)6262-6700(代)